

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和7年7月9日（水） 17時00分から19時00分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	【委員】 室岡 利明委員(会長)、佐々木 宣子委員（副会長）、浅野 貴博委員、小池 良委員、荒木 浩委員 【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和7年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

令和7年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録

(委員長)

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回差別解消委員会を開催いたします。

本日の欠席を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

荒木委員から、10分程度遅れてくると連絡が入っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料の説明いたします。

資料1といたしまして、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金市条例逐条解説。資料2としまして、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例見直しに係るアンケート。資料3そのアンケートの結果を集計したものになります。

資料は以上となります。

不足しているものがございましたら、挙手をお願いします。

(委員長)

ないようですので進めさせていただきたいと思います。

報告事項の(1)に移りたいと思いますが、前回の委員会で事務局から説明がありましたように、今年度は差別解消条例の見直しの年となっておりますことから見直しに関する議論を中心に進めていきたいと考えております。

報告事項(1)障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例見直しに係るアンケートの実施についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局です。

前回の委員会と重複する点もございますが、現行の障害者差別解消条例に関しまして、付則第2項で令和3年度の障害者差別解消法の一部を改正する法律施行後、3年を目途として見直しを行うこととされております。

令和3年の改正法につきましては令和6年4月1日に施行されておりますことから、令和9年4月を目途に本条例の見直しを行いたいと考えております。

それに向けまして今年度から令和8年度まで2年間をかけてご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、資料 1 として、お手元に逐条解説を改めてお配りしておりますので適宜お読みいただければと思います。

本年度の議論の進め方ですが、前回の見直しの際に何点か議論の中で言及されたものの、時間の関係で次回の見直し時に改めて再検討するとされた事項がございます。

具体的には「意思決定支援」、「教育について」、「特定相談」、「障害の社会モデル」、以上の 4 点でございます。

本委員会での御議論に先立ちまして事務局ではこの 4 つの論点につきまして、現在の本市における環境がどのようになっているのか、また、当事者およびご家族、支援者の方がどのように感じられているのかを伺うため市内障害者関係団体にアンケート調査を実施いたしました。

資料 2 をご覧ください。

こちらが今回各団体に回答をお願いいたしましたアンケート用紙でございます。

調査は市が把握している障害者団体、ボランティア団体のうち、団体として存続しており、市から連絡が可能であった 20 団体に対して実施いたしました。

実施期間は令和 7 年 6 月 11 日から 6 月 25 日までの 2 週間です。

その結果としまして 14 通の回答をいただくことができました。

回答率は 70% となっております。

ただし、こちらの回答につきましては、団体として統一の回答意見を集約することが困難ということで、団体構成員全員から調査依頼を転送いただき、会員の方からご回答いただいたものを含んでおります。

1 団体による複数回答を除きますと、回答数は 11 団体で、回答率は 55% となっております。

次にアンケートの内容と回答についてご説明いたします。

資料 3 をご覧ください。

こちらはいただいた回答内容について集計をしたものでございます。

一部自由記載の項目がありますが、明らかな誤字と思われるものを除いて頂戴した回答のとおり、そのまま掲載しております。

では、続いて集計された回答の内容について順にご説明をいたします。

前回の見直しの際に議論しきれなかった論点の 1 つ目は、意思決定支援についてでございます。

アンケートでは、まず Q 1 において意思決定支援の認知度について尋ねております。

結果としましては、6 割超の方が用語について、「よく把握していた」、あるいは、「何となく内容を把握していた」と回答されており、用語の維持に対する

関心の高さをうかがわせる結果となっております。

用語を知った機会としては、自主的・公的な勉強会や講演会でのフォーラムなど多岐に渡っており、様々な機会用語についての説明が行われていることがわかりました。

小金井市における実施状況といいますと、「十分実施されている」、「おおむね実施されている」という回答が5割程度を占める一方、わからない、無回答といった回答も合わせて3割を超えておりました。

総体的に、本市における意思決定支援はかなり用語としては認知されてきており、関心も高まっているという状況かと思われます。

実際、Q3では、意思決定支援に関する自由記載の設問ですが、実施が一部されているが、その実施方法について、よりきめ細かい方法により実施されることを求める内容や、一部で実施されていないことがある旨を指摘する意見が寄せられています。

次にQ4、条例第12条で規定されております、教育を受けるにあたっての合理的配慮のための必要な措置の実施状況について伺っております。

こちらにつきましては、「ある程度はそう思う」とする回答が64%で最も多くなっております。

その理由について自由記載でご意見をいただいておりますが、十分に実施されているというご意見もあると同時に、予算や設備、人材の関係で不十分な点があるというご指摘も複数ございました。

Q5では、条例第12条第2項に規定されている幼児、児童及び生徒に対する障害理解のための必要な措置と、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実について聞いております。こちらについては、「ある程度そう思う」が4割、「あまりそう思わない」という評価が4割弱というように二分される結果となっております。

その理由についても自由記述で伺っておりますが、研修等の実施については、一定認知されているものの、実際の場面では職員による個人差があったり、表面的な理解に止まっていたりする点を指摘するご意見があり、研修等について、より一層の充実を求める意見が寄せられております。

Q6では、条例第13条で規定する特定相談について伺っております。

こちらについては半数の方が「よく知らない」と回答しており、残りの50%は「よく知っている」が35.7%、「言葉を聞いたことはある」が14.3%で、特徴的なのは、「よく知っている」と答えた方が、「言葉を聞いたことがある」と答えた方より多いという点でございます。

これは日常的にいろいろなところで耳にはするが、具体的にどのような内容なのかわからないという方よりも、何かの機会ですっきりと説明を受け、その内

容までしっかりと把握できたという方が多いということで、一般的にあまりなじみのある言葉ではないが何らかの機会に説明を受けた方が非常に高い関心を持って、説明を聞いたということが言えるかと推測しております。

それに続くQ 6－1 こちらでは実際に特定相談という言葉を知った経緯を伺っておりますが、「自立支援協議会での議論で知った」という回答が複数ございました。

では、実際に特定相談を活用する場面についてはというと、Q 7 で伺った差別を受けたことがある、ないしは、受けている場面を見聞きしたことがあるという設問には3割以上の方が「ある」と回答しています。しかし、このような状況に対し、実際に特定相談を活用した経験のある方は0。回答された5人全員が利用しなかったと答えております。

Q 7－1－2では「利用しなかった」という方に、理由を尋ねています。こちらについては差別を受けた際には、特定相談の制度を知らなかったためという回答や、問題解決には繋がらないからという回答が見られました。

続いて障害の社会モデルに関する設問です。

Q 8 では障害の社会モデルに関する認知について尋ねました。こちらについても「よく内容を把握していた」、「何となく内容把握していた」という回答が全体の60%を超える結果となり、認知の高さがうかがえる結果となっております。

認知することとなった場所についての問いでは、意思決定支援と同様に様々な場所で説明が行われており、各所で重要な概念として認識されてきていることはうかがえる結果となっており、それに続く自由記述の設問でも、本概念が重要な概念であり、積極的な啓発や市民の理解を促す意見が多数寄せられております。

こちらで訂正があります。資料2の6ページQ 8－1について、こちらは障害の社会モデルについて、その言葉をどこで聞いたかというような質問にする予定が、その前のQ 7をコピーした関係で、意思決定支援がもう1回出てきてしまっている状況があります。

回答の14ページの上段が回答ですが、この前後の関係から、おそらくは障害の社会モデルについての間違いだろうということを気づいてくれて回答してくれた方、もし障害の社会モデルという言葉についての質問であれば、という解釈をしてくれている方がいるので、少なくともそう書いてくれている方については、そこが間違いだと気づいて、回答してくれています。

その他の方については、前後の関係から、おそらくは障害の社会モデルという認識で書いてくれていると思うが、わからない状況となっております。

回答の内容からは、どちらについて回答しているのか判断が付きにくい質問に

なっているもので、こちら一般的な市民に広く促したというのではなく、関係団体の方へ流しているものになりますから、ここが間違っていたということをもう一度アナウンスしまして、間違っていたという前提のもと回答したら変わりますかということをお聞きした上で、改めて集計しようと思っております。その結果また影響があるようでしたらこちらの委員会でも報告しようと思っております。

障害の社会モデルについては以上です。

次がQ－10、障害の医学モデルに基づく考え方だと感じることがあるか否かを聞いたところ、感じたことがある人と感じたことはない人がいずれも4割前後となっております。

「感じたことがある」と答えた理由を尋ねたところ、各種制度そのものの構造が医学モデル的と感じられるといったご指摘や、各種申請等へ応募しようとした際の職員の対応といった、個々の事例で差別的な取り扱いを受けた事例が指摘されております。

Q11では以上を踏まえまして、障害の社会モデルについて条例に明文で規定することについては、9割以上の方が「盛り込むべきである」、「盛り込んだ方が良い」と回答しています。

理由については自由記述をお願いしておりますが、表面的には差別的取り扱いをしないように配慮しているようではあるが本質的な面で、医学モデル的な考え方が透けて見えるような対応をされたケースを挙げられるご意見が多かったように見受けられました。

最後に、条例の見直しについて自由記述でのご意見を伺っておりますので参考にご覧いただきたいと思います。

報告は以上です。

（委員長）

ありがとうございました。まず結果報告ということですので、ご質問等あれば、次の協議事項の中でお願いいたします。

次に進みたいと思います。

協議事項になります。

続きまして協議事項（1）条例の見直しについてです。先ほど事務局から報告がございましたが、前期の見直しの際に、次回の見直しの際に議論を行うとされていた論点がいくつかあります。

先ほど挙げました意思決定支援、教育、特定相談、障害の社会モデルという、この4点になるかと思います。

今回、事務局で関係団体にアンケートを実施して、市の現状や関係団体のご意見を伺ったということです。

先ほどの集計結果にもありましたが、いくつかの論点ではその後の市を取り巻く環境の変化から、一定の方向性も見えてきたものもあったかと思っていますが、また論点に挙がっている4項目については、前回3月の委員会で事前に確認しておくことが、宿題となっていたかと思います。つきましては、これらの4点を軸に議論をして、ここまでの3年間で生じた新たな課題等につきまして、別途追加をして今後の議論を進行したいと思っています。

初めに議論に挙がっている4項目についてアンケート結果への質問あるいは事前の確認をいただいた上での考えがあれば、ご質問いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。どなたかございますか。

では、意思決定支援から始めます。私からの意見になりますが、やはり成年後見制度や権利擁護の問題としてやはり意思決定支援ということが言われている時期になってきていると思っていますので、明確に言葉付けをしていった方がいいと思っています。一方、意思決定支援という言葉が独り歩きをしてしまっているとも感じております。

特に認知症の方で全くわからなくなってしまうような状況の方の意思決定をどうするのか。議論がしっかりされていないので、専門家でも迷い、勝手に意思決定されてしまうことがあり、そういったところをどう解決していくのかしっかりとしたイメージがないと、言葉だけが抜けてしまうような状況になりかねないと思います。

そのことについて、何かございましたらお願いします。

(委員)

皆さんご存知だと思いますが、厚生労働省がガイドラインを後見事務に関しては出していて、アセスメントシートという様式があります。

厚労省意思決定支援ガイドラインで検索すると出てきますが、これを埋めることが意思決定支援だというような捉え方をしてしまっていると思います。

後見の書式は今年の4月1日から変わりまして、以後の報告については私も1、2件作成し報告しました。

社会福祉士などすでに作成したことがある方には非常に不評です。

作成したらお金あげるよと感じさせる書式になってしまっています。これが意思決定支援だと思われることは非常にまずいと思っています。

福祉の現場では、生きていてよかったと実感してもらうために、一緒に背中を押してあげるとか、見えないものがあったら見せてあげるとかそういう位置づけであるべきで、例えばこのようなものを作成するにあたって、モデルをこうだといふように決めてしまうことの危険性を感じます。

ある程度、例えば意思決定支援としても、概括的にその場で決まってくるものもあると思っています。例えばシートみたいなものを作ってそれを埋めるって

いうように条例を考えるっていうのは、あまり良くないというふうには思っております。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

意思決定支援は専門性が非常に深いので、難しいですが全く載せないっていうのも条例的には欠損だと思うので、言葉としては入れていきたいがどうそれを逐条解説等で説明していくのが非常に難しい。

今、委員も言われたとおり型にはめることだけはしたくないと思っております。

成年後見の中核機関でのネットワーク作りや地域連携というところで、みんなで話し合っ決めてみましょうと落ちつけられたらいいと個人的にはそう思っているところもあります。また、意思決定支援という文言をどこに入れるかっていうちょっと、議論もありますのでご意見賜りたいなと思っておりますいかがでしょうか

(委員)

難しいなとは思いますが、近い項目としては、情報伝達とか合理的配慮、やはり意思決定をする過程の中で配慮する理念的なものがもうすこし前にあって、なおかつ情報伝達というもう少し具体的な手法の話もあり、意思決定支援もその並びぐらいに入るという気はしています。ただ、国がガイドラインで出しているような観点のものは参考になるのかもしれないけど、その手法は、実際現場で取り扱っている方が、不自由と感じ、モデルとして当てはめるのは難しいというのもわかりますので、観点という意味でガイドラインは確かに参考にはなるのかなという気はします。

子ども分野だと、子どもの意思の尊重やそういうことで語られることも多く、特に今、これから私達も取り組まなければいけないというところだと思います。特に入所のお子さんについて、子どもの意思の尊重はどのようにやっていけばいいのか議論がやっと始まっているところかなと思います。具体的なことを議論した方がという気もします。

(委員長)

ありがとうございます。

他にご意見等ございますか。

福祉関係者からすると、元々利用者本位については、習ってきているので、意思決定支援イコール利用者本位ということは当たり前の話という気もしています。

意思決定支援についてどう記載するのか、今後、議論を深めていければと思っ

ています。

（委員）

よろしいですか。

（委員長）

どうぞ。

（委員）

法的な効力のあるものとして扱う場合だったら、誰に義務を課すのかは、はっきりさせた方がいいと思います。

市のか、市の職員なのか、小金警察署はどうなのかという話になります。小金井警察はまた別で規律されるのでしょうか、これは市の関係者の義務っていうことでいいのですか。

（事務局）

この条例自体は市の責務を定めているところと市民の責務を定めているところとそれぞれあります。

今、これ取り上げるときにやっぱ大きくは二つだと思っていて、今あるどこかの条文に組み込むのか、もう一方は意思決定支援の推進ということで特出ししている条例として足した自治体もあるので、まず大きくはそのどちらにするかだと思います。

当てはめるとなると、この考え方からして、どこにどの条文に近いかというと、今後考えていくことになるのかなと思っていますが、市の責務とするのか市民の責務にするのかというところも、それによって変わってくるのかなと思っています。個人的には入れるのであれば、市民の責務として職員に限らず、この地域内で適用される条文にしたいと思っています。

（委員）

第4条が市の責務の話をしているので、この4条あたりがいいのかと思います。あるいは、合理的配慮や虐待の禁止などが、4条、5条、6条以降に書かれていますので、ここのどこかに入れるのはどうでしょうか。

5条が市民に対しての努力義務が書かれています。あくまで、市民には強制できないと思いますから、このように書いていると、市民同士でトラブルになったとき、障がいのある方に対してそれ以外の方が権利侵害のようなことをした時、損害賠償の対象になるのか、指針にはなると思います。

ただ4条に関しては、行政の義務ですから、これに違反すると市の責務に反すると市として、国家賠償対象になってしまうと思います。

法的には、そのように捉えるとよろしいと思います。

（事務局）

一つ参考に、江戸川区は、小金井市で言うと第3条のところを基本理念のとこ

ろに考え方として入れていて、特にそれについての何か義務とかいうことではなく、概念としてだけ入れています。

(委員)

よろしいですか。

基本理念に入れておけば、いわゆる解釈指針として、何かやるときには頭に置いてやらなければいけないことになるので、それもよいと思います。

(委員)

さきほど委員長が言われた、利用者本位について、それを基本にして、他の事業者の方もそうだと思いますが、意思決定支援は新しい考え方としてこの20年ぐらいでイギリスから始まって出てきたものなので、それ以前から利用者本位という考え方があるので、位置付けとしては、意思決定支援前面というよりは、大項目として、利用者本位があった上での中項目もしくは小項目でとらえていいと思います。

委員が言われた、入れるのであればこの基本理念3条というところは利用者本位のという言葉は当てはまらないかと思います。共生社会って言うと、僕はちょっと引っかけるところがありますが、それはそれで個人的には共生社会は絶対入れないといけないと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。

共生社会という話が出ましたが、我々福祉関係者からすると40年も前からノーマライゼーションの考え方はあって、当たり前のようにやっていることなので、福祉に携わっている方たちは何も問題なく、受け入れられる言葉だとは思いますが。市民の方たちに対する条例として共生社会という考え方、共存するということを伝え、意思決定支援や利用者本位というものがあるとしっかり入れ込んで欲しいと思います。江戸川区のことを事務局が紹介してくれましたが、理念に入れるっていう言葉についてはいい手立てだと思います。

委員が言われたとおりの利用者本位であり、意思決定支援であるっていうところも入れていただきたいと思います。

(事務局)

今、基本理念に入っている例を紹介しましたが市の責務に入れている事例もありまして、三沢市では、第2節として、情報の取得、意思決定および意思疎通という章が設けられていて、そこで市の責務として必要な支援を行うものとするというような条文が個別に入っています。

(委員長)

個人的な意見になりますが、この意思決定は、障害者のくくりっていうところよりは僕やっぱり社会全体のくくりとして考えた方がいいと思います。成年後

見人の話など先ほど委員からお話をいただきましたが、やはりマニュアルに沿った形ではなくて、みんなが意識をすることがすごく大事だと思います。

これは、市役所だけが意識すればいい問題ではないと思っています。小金市民全体が意識していくべきものだと思います。

市民の中には障害者も含まれるわけで、障害者自身も自分の意思決定支援をしっかりしてほしいとか、逆に過剰にしてしまうことなど、それぞれに考えてほしいと思っています。

なので、双方が考えていくという条例の条項は必要かなと僕自身は思うところです。

何かご意見あればお願いいたします。

（事務局）

今までの話を聞いていて基本理念が一番しっくりくるとは思っていますが、ここで新しく作る条例ではなくて、見直していくという中で、基本理念は最初に作ったときの軸になるものだと思います。そこを見直しの中で改正していく事例はあるのでしょうか。

（委員）

法律は何のために作られているのか考えたときの本当の指針はここだと思います。

意思決定支援という言葉は今までなかったわけですから基本理念が後から変わってもいいと思います。基本理念自体が変わっていたことが分かるように、例えば第4条に入れてもいいと思います。

ただ目的をいじるのは、何でもそもそも作ったのかというところなのでここ変えてしまうのはまずいと思います。

例えば、僕らが法律を見るときは、第1条の目的条項は必ず見ます。

市民および事業者の理解を深める、障害者に対する差別をなくすための取り組みについての理念を定める、市民事業者の責務を定める、それで最終的に何をするのかというと、共生社会実現するというこの枠組みは崩さない。

あとはそこから派生している枝の部分ですから肉と幹はここだと思います。

目的を変えないで、後からより充実させるために理念が加わりましたというのはあってもいいと思います。

（委員長）

ありがとうございますそれでは、他にご意見はありますか。

（委員）

意思決定支援という一つのワードを入れていこうとすると、なじまない気もしています。もし、基本理念の中に入ってくるとしたら少し際立ってしまうような気がします。

(委員長)

ありがとうございます。

他に何かご意見はありますか。

(委員)

あんまり詳しくはなくて感想になってしまいますが、委員が話されたことは僕も感じていて、意思決定支援っていう言葉が現場に降りてきたのはつい最近のような感覚がしています。そこを考えると平易なこの解説を組み込む方が馴染む気がします。

(委員長)

この条例を作ったときに私も委員でしたが、いかに平たくものを入れるかという話で堅苦しい言葉は使っていません。

ですから、利用者の意思を尊重するというように意思決定支援をつづるという形にはなっていくと私自身は思っています。意思決定支援という言葉ではなくて、別の言葉でも構わないですが、入れ込むことは大事だと思います。

基本理念の中に入れるということで、とりあえずよろしいですか。

後ほど変更したいというのであれば話を聞くとして、とりあえず位置決めとして、基本理念に入れるということと、我々の思いとして、みなさんに共通理解をしてほしいということで全体の条文にするところでよろしいでしょうか。

文言については、次回までに考えてきていただいて、こんな言葉がいいのではないかと議論をしていければと思います。

次に行きたいと思います。21ページに教育が出てきていて、アンケートの資料3では7ページになります。

基本的に小金井市で行われている教育が条例に規定された必要な措置のもとに行われ、関係職員の研修を充実していると思いますかに対し、「ある程度はそう思う」等を含めると、「そう思う」は、57%ぐらいです。「思わない」は、それ以下である程度教育がなされてきていると思いますが、私自身が感じたことですと、教育というものが専門職の方だけに行っているのではないか。

市民の責務としては努力義務ですが、市民の方にもしっかりと周知しないと本当の差別解消にはならない気がしています。

教育の…逐条解説の22ページの一番上(2)には「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。」という条文がしっかり入っています。

論点で上がった教育というのは、必要な措置が講じられているのかというところだけなのか、なぜこの教育が論点に挙がったのか、もし事務局の方でわかれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

前期の際に教育というのが論点に挙がったのは具体的にここがどうか何か足りないとかっていうよりも、元々最初の条例を作ったときに、教育のところについてはかなり論点になったと。

その整理がまだつききっていないという理由で意見が出ました。

条例の名称からいっても、「共に学び」というところで、教育が盛り込まれていること自体がもう小金井市の差別解消条例の特徴でもあるという中で、さらに精査する必要があるのではないかという漠然とした理由でして、具体的にこれが駄目だからとか、こういうことを入れた方がいいからということよりは、小金井市の特徴としてもっと考えておいた方がいいのではないかっていうような意見が出ていました。

今見たときに規定としては問題なく、あとはその進め方という問題であれば条例としてはいじらないでいいでしょうし、進めるにあたって規定も変えなければいけないという判断になるのかどうか、審議いただくところだと思います。

(委員)

アンケートの資料3、8ページの黒ポチの上から6つ目。

条文の中の「関係職員」という文言が、どこまでを指すのかわからないというように厳しい意見が出ています。

「障害者の参加に関して、受付や申し込みの時点で配慮のない対応されることもあり、研修が充実しているか疑わしい。」と言っています。例示をつけてほしい人がいるのであれば入れるのも手かと思います。

他の委員の方々のご意見と行政の実務的なご意見があれば入れない方がいいかもしれないですが、あとはやはり同じ資料3の8ページの一番下の意見で「学校や現場の先生方で障害理解について差があるのが現実です。」と書いてあるので、どちらかという教育委員会の範疇と思いますが、この委員会っていうよりは、だからそれは教育委員会としてもどういうふうに進めているのか、干渉してよいのかわかりませんが、教育の現場の実際として知識として知っておきたいと思います。

関係職員の前に例を出すのはありだとは思っています。

(委員長)

ありがとうございます。

他に何かご意見ございますか。

(委員)

教育とくくられているものの中に二つ種類があって、一つは教育や情報の提供というものと、もう一つが先ほど出たような関係職員等に対する理解。その項

目の相互理解の促進のところにもそっくりなものが2番目に書いてあって、確かに重要なので、整理する必要もないかとは思いますが、教育と言われたとき、教育の提供の方を、一般的には、思い浮かべる気もしますが、もう一つ、関係者の理解促進という教育に二つ言葉が使われている。

それはきちんと語られているので、わかりにくいわけではないと思いますが、少しそういうことかという流れになっているような気がします。

あとは先ほど教育の方でどうなっているか市民の皆さんがお読みになったときには重要だと思います。

確かに障がい福祉分野で職掌しているこの条例ではあるけれども、教育はどうなっているのかというのは確かめないわけにもいかないですし、この表現で合っているのか等々を確かめないわけにはいかないのかなと思います。

現状の教育の感覚で言うと、障がいのあるなしに関わらずという表現が、実際のところ、今の感覚としては少し離れていて、障がいがあるかないかではなくその子に必要な必要じゃないかという観点で教育が語られているところが多いのではないかと思います。

どこかで統一しないとこの条例にはならないと思うので、障害があるなしという表現が一貫して語られるとは思いますが。

(委員長)

ありがとうございます。他に何かご意見ありますか。

(委員)

教育であればあの先生とも、いろいろお話をさせていただくこともありますけれども、やはりこの障がい福祉と教育の繋がりが、先ほど委員もおっしゃったように、実情がわからないということがよく理解できて、教育と福祉の横断的なものが、なかなかできてない実情があることで差別を解消するという理解に繋がっていかないのではないかと思います。教育を取り上げることは大事なことでありますが、教育と他の分野との連携もきちんと行き来できることも盛り込んでいただけると嬉しいと思います。

(委員長)

他に意見はございますか。

この条文をちょうど22ページの第2項の部分を読み進めていきますと関係者、関係職員というところに対して特段、何か触れているというところはなく、大人と子どもに正しい知識と正しい理解を深める教育を推進していくことが重要だと逐条解説にあります。

この関係職員ないし市は、大人が子どもに対して正しい理解を深めるための活動として、推進を促すことが言われていて、改めて関係職員には、しっかりと研修等を教職員や市の職員も含めて、やってほしいと受け取れてしまいま

した。特に、これを作ったときのことを思い返すと、いろんな議論が出ていました。この条例は早く条例化しないといけないとなったときに、誰が一番大変になるかという、これは市の方たちだという話になりました。

関係職員というのは、市の職員であり教職員であると思います。私は今話を聞いている中でそう思いました。

委員が言うように相互理解をしっかりと行うことをどう盛り込むかとなると、今、聞いていた中では、基本理念のところできちとお互い理解できるようにし、意思決定の話を追加するのであれば、追加しても構わないと思います。

だから基本理念として、しっかりと相互理解をして教育をしていきましょう、学んでいきましょうというところ、それがだから逆に言うと表題にある「障害がある人もない人も共に学び共に生きる」というところに通ずるものにもなると思います。

「関係職員」という言葉について先ほど委員の方から８ページで指摘があるとお話をいただきましたけれども、「関係職員」は「関係職員」なので、障害のある人に関係する人たちという意味合いで捉えてしまうのであれば、そこにわざわざ何か例示をつけなくてもいいと思います。例示をつけると本当にその人たちだけになってしまうので、そうではなく、関わっている人がそれを学ぼうという事が、基本理念とも通ずるかと思います。

ご意見はございますか。

（委員）

昔の条文の立て付けの話に戻りますが、２２ページのその第２項の話になります。

これ主語が市なので、「関係職員」と書いてありますが関係っているでしょうか。

職員全員でいいかと思います。

どこで関係するかわからないので、市は職員に対する研修の充実を図るでいいと思います。

（事務局）

こちらは教育に関係するということで私は理解しています。

（委員）

そうであれば、特別支援教育やるのは教職員なので教職員等の関係職員というようにしないといけないと思います。

ただ、このまま変更しないという手もあります。

やりだすときりがなく、１個いじると他もいじらなければいけないので、１個いじると関係する条例も全部変更しなければいけないので、このままでいいのではと思っています。

もしくは、「関係」を取ってしまうかですが、そこまで市民が読み込めるか。その教育に当たってなど、誰もわからないのではないかと思います。

22ページのその条文に関する説明の2行目には教育が行われるようにと書いてあるのですね。

教育が行われるよう、必要なことをする。

また、教育が行われるよう研修の充実を図るのですか。

というような話になってしまいます。

「また」の後の1文目と2文目は、切れてしまっているような印象がします。

突然、研修という文言が出てきて2文目が浮いてしまっている。

教育が行われるように必要な措置を講じ、関係職員に対する特別支援教育の研修充実を図るであれば、教育と結びつきがはっきりすると思います。

教育が行われるようという文言がどこにかかるのか、必要な処置を講ずるという文言を、研修の充実を図るってところにもかけたいんだったら、

必要な処置を講じ、関係職員に対する特別支援教育の研修の充実を図る。

これであれば、教育のこととわかると思います。

(委員長)

ありがとうございます。

今、委員が言ったとおり、「必要な処置を講じ、関係職員に対する特別支援教育の研修の充実を図る。」という文言に改正を行うとわかりやすくなるかと思えます。

他の委員の方いかがですか。

(委員)

さっき委員長が言われた基本理念に教育と福祉との連携、つまり第2項の障害及び障害者に対する理解を広げる取り組みっていうところと検討している第12条の教育っていうところも広く言えば含まれると思いますが、教育というと児童や生徒が対象になると思いますが、それだけじゃなく、一般市民、大人も含めようとする、第3項にあるように他の条文にかかるようにカバーされると思うので、そうすると基本理念がどんどん膨らんでしまうのも気になります。

先ほど委員長が言われていたことに賛成です。もし、基本理念に入れ込めるような形にできると、もっと大きな視点で、他の条文にも関わるような形にできるといいと思います。この教育というと、大学生とか入らないと思うのですが、それを言い出すと収まりつかないと思いますので。

(委員)

それと関連して、教育が、取り出されているのは必要なことと思いますが、子どもの生活を考えると、幼児とは書いてくれているが、例えば、保育所ですと

か児童館とか生活している場所はもう少し広くて、市が確実に管轄をしている範囲というのが教育委員会になりますが、公立保育園もあり、私達の分野の幼児で教育というと、幼稚園という感覚がありますが、あんまりそこにこだわっていると、果てしなく堅苦しい話になってしまうと思うので、一般的な感覚でいう教育として捉えればいいとも思います。ここに保育などの観点があるのか、特別支援保育がありますが、それは幼児に含まれていると考えて、一般的にはいいと思いますが、教育と取り出しているだけに、その観点で質問された場合、これは保育の場も含まれていますというのわかりにくいと言われそうな気がします。

(委員長)

ありがとうございます。

これを作ったときに、当時の委員の皆さんの思いは非常に強くて、とにかく市民全体、子どもから大人までそれこそお年寄りまで、全部に理解をしてほしいという思いはものすごく強かったと思います。

特に差別をなくしたいという思いが強くて、それこそ幼児教育のように小さい頃から教えたものは、残りますよねというような単純な議論だったのではないかと思います。なので、もう少し包括してもいいと思います。だから教育もね、幼児、児童、生徒って言っちゃうと、それこそ保育園等々から小学校、中学校、高校、先ほど委員が言ったように大学生は入らないのかという話にもなりかねない。そのような言葉をいただいて、児童や生徒にしっかりやりなさい、というよりはしっかり教育をしなさい、だけでもいいと思います。

先ほど委員が言われたように全部直すようになるという話が蘇ってきてしまうところもありますが、対象を絞りすぎてしまった気はしていて、その当時の作った人たちの思いがこうさせていると読み取れます。

(委員)

はじめ、どのような過程でできて、どんな思いが込められ成立したのかが大事だと思います。ですので、加えていければよくて、むやみになくす必要はないと思います。

それを検証する間もなく見直しになっているので、先ほど言ったように、「講じ、」で終わりにして次に行くような形でいいと思います。

修正しだすときりがないので、今後、それについて何か必要であれば、こういうところが足りないからこういうことを促進できるようにしていければいいのではないかと思います。

また、インクルーシブ教育まで入るようになると、この差別解消の範疇を超えて国が動いてくれないとしかたがないこともあって、おそらくインクルーシブ教育の予算は圧倒的に足りていないと思いますし、人不足金不足というところ

があるのでこれが限度と思います。

私はこれを作った人たちの気持ちも残しておいていいと思います。日本国憲法だって、あの時代にできていなかったら、あの条文になっていなかったと思います。一から作り変えるのではなくて受け継いでいくことが社会としての継続的な気がしています。

（委員長）

ありがとうございます。

それぞれ皆さんの意見あると思いますが、その当時、作った方の思いを活かすことは非常に重要だと思います。

多少でも関わった人間としては残してもらいたいという思いはあるでしょうし、第12条の教育に関しては、先ほど委員が言った2項のところですけど、「講じ、」にして「関係職員」が、というように続けるということで、一旦落ち着けて、ご意見がありましたらいただければと思いますので覚えておいてください。

次に、特定相談23ページのアンケートを見ると、「よく知っている」、「言葉を聞いたことがある」、が50%ぐらいになり、半分の方はわかっている。

問題としては、資料3の11ページのQ7-1で利用したことがあるなしの話の所で「利用した」と答えた方は0でした。この利用率が少ないということが問題であると思います。逐条解説の条文について、大きな問題はないように私は感じているのですが、特定相談について何かご意見等がありますか。

（委員）

特定相談を説明する条文としては、そのままでいいかと思いますが、特定相談という名称が、何を指すのかわかりにくいので、条文はこのままであっても、別の名称で登録するなど、特定相談という制度上の相談だけでも、別の愛称などの呼び名を作ることや、その呼び名を丸ごと変えた方がわかりやすいのならこの条文から変更するなど、どのような仕組みなのかも私もよく理解していないのですが、わかりにくいと思いました。

（委員）

私も特定相談という言葉聞いたとき、計画相談なのかと思ってしまいました。そこが少し気になっていました。

以上です。

（事務局）

そのような話が前に出た際に思っていて、確認しましたが、いくつかの市の条例で特定相談という言葉を使っていました。元々特定相談という言葉がどこから出てきたか調べられず、ただ一方で、すでに特定相談という形で制度上はスタートしているものなので、この言葉そのものを変えるのは担当職員としては

難しさを感じています。

やるのであれば先ほど言われたような、呼び方を作るかどうかになりますが、ただ、条例にその愛称を盛り込むこともどうなのかと感じている。そこは周知する取り組みで考える部分かと思います。

特定相談という言葉がどこから出てきたのかは、調べたいと思っています。少なくとも他のいくつかの自治体で使っている言葉なので、何かあるのではないかと思います。

（委員）

特定相談という言葉のことは置いておいて、他の自治体の相談受付状況や申請状況は同じような数字ですか。自治体によって数字としては、相談件数が上がっているというところはあるのですか。

（事務局）

今、情報としては持っていないです。

（委員）

提案として、次回までにそのような言い方をしている自治体がないか、事務局の方であたっていただいて委員にご紹介いただくってということで、次に移るのはいかがでしょうか。

（委員長）

特定相談という呼び方は、問題があるかとは言いつつも条例そのものを変える必要性はそんなにないかと思っていますし、13条の1項を見ると、障害者本人に係る差別に関する相談（以下特定相談）ということになっているので、実質名称は、障害者本人に関わる差別に関する相談です。

実質名称はこれになるので、条例そのものは変えなくてもいいと思うのですが皆さんいかがでしょうか。

あとそこに関してどういう呼称にするか、事務局の方で調べてきていただいて、次回までの宿題とさせていただければと思います。

では、次に移りたいと思います。障害の社会モデルについてです。

事務局からご説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（事務局）

元々医学モデルに基づいていたものが社会モデルに切り替わったときに、そこに触れていなくていいのかという話がありました。

条例では特に明記していなくて、当時は逐条解説に盛り込んで、説明自体はしているということで終わらせていました。

それを条文そのものにも入れるのか、入れるべきではないのか論点にもなり、入れきれずに、積み残しになってしまったという経過です。

逐条解説の5ページに、障害の意義の解説の中に盛り込んで、当時は済ませて

いたと聞いています。

(委員長)

この条例そのものに社会モデルという言葉を使うということでもないような気がしていて、また時代とともに変わってくると思います。なので、条例に入れるということを私は理解ができていない。

この5ページを読んで、「社会的障壁との間の相互作用によって生じるものであり、そのことによって継続的日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えます。これは障害の社会モデルという考え方に基づいています。」という、一番上には、個人の心身の機能によって生じるものではなくという記載があって、医学モデルが出たことによってここが否定をされないといけない部分になっているので、変えるのであれば逐条解説を変えた方がいいと思います。何かご意見等があれば、お願いします。

(委員)

イギリスで1970年代に社会モデルの話がでて、日本に入ってきたのは2000年代。2003年に障害学会ができてからの様です。

医学モデルって言い方がわかりにくく、障害者はいわゆる個人モデルとして考えられ、車いすの人は車椅子ではないと移動できないという個人に対して自分で補うようにする考え方であった。そうではなく、社会モデルは、社会の側が障害という特徴を持っている人でも大丈夫なようにあらかじめ用意しておこうと視点を変えていったものだと思うので、もし書くのであれば、こういった医学モデルから社会モデルへの転換があったことも書いた方が関係者も見たときにわかりやすいのではないかと思います。

これは専門家だけが見るものではなく、市の職員も参考にするので、こういう経緯があったこと、障害がなぜこういった社会生活における相当な制約を受けるのかこの逐条解説に書くといいのではないかな。

先ほど会長が言われたように、この法文に書く必要はないと思います。

以上です。

(委員)

私も条文に入れる必要はないと思っていて、入れるとしたら違和感があります。委員が説明してくださいました、医学モデルと個人モデルは言葉が違うだけで言っていることは一緒で、注意しないといけないことは、社会モデルを入れてほしいと強く言っていたのはおそらく大学の先生になるのか、社会福祉士の障害者福祉のテキストには必ず出ているもので、障害をどう捉えるのかは基本的な大事な考え方なので、その考え方を逐条解説に入れるのか、基本理念に入れるのか、そこは賛成ですけど、一方で、障害をどう捉えるのかといったとき、日本だけではなく国際的なスタンダードとしてはICFモデルというも

があるので、そこをおさえると社会モデルとその個人モデルのそれぞれ長所短所を踏まえ、両方を入れたものが国際的にはＩＣＦモデルと言われ、社会福祉だけではなく医学や他の分野も超えた、共通言語となるものなので社会モデルに偏ってしまうのは、アンバランスではあると思います。自治体の作る条例として寄りすぎてしまうのはどうかと思います。

（委員）

今、委員が言ってくれたことを見たら、逐条解説の下から３行目のところに、社会障壁との間の相互作用によって生じるって書いてあります。これはＩＣＦ
ＩＣＦモデルそのもののことを言っていると思います。ＩＣＦ
ＩＣＦモデルは国際生活機能分類モデルというらしく、ＷＨＯが決めており、そこに相互作用という言葉が出てきます。

総合的に見ていくという事が、今主流になっているので、社会なのか、個人なのかと二元論的な考え方をしない方がいいと思います。

なので、社会モデルという考え方に基づいていますという一文はいらないと思います。

（事務局）

今回アンケートをとった中で、盛り込むべきであるが割合的には多かったというところと、前回の見直しのときにパブリックコメントを確認したときに、社会モデルについて触れるべきではないかという意見があったと思っています。載せる必要がないとのご意見は理解しましたが、前回の見直しだとさらに３年前なので、そのときの考え方とは違って、今はそれだけ特出しするのはおかしいと説明を付した上で載せないという形をとらないと立場として厳しいところです。

（委員）

改めて見ると、Ｑ１１で社会モデルについての意見がいくつか入っているので説明が必要だと思います。

例えば旧来は、医学モデルという考え方があり、そこに社会的モデルという考え方がでて、現在はＩＣＦ
ＩＣＦモデルという統合的に見る考え方が出てきており、本条例もそのような理念に基づいているとするのはどうでしょうか。例えば、議会等で説明を求められた際には、課長部長クラスが答えられるようにすることでいいのではないかと思います。

ＩＣＦモデルは、両者を統合したもので、社会的モデルを軽視しているというわけではないということが大事だと思います。

ありがとうございます。

（委員長）

非常に建設的なご意見をいただいたと思います。

(事務局)

一つ確認です。それは逐条解説に盛り込むということではなく、聞かれたときの答えとしてだけ用意するイメージですか。

(委員)

それでもいいと思います。逐条解説にそのような理解として主流になっており、そういった I C F I C F の考え方を一言載せるといいと思います。

前回の条例の審議はどうだったのですか。

(事務局)

特に教育の所で時間がかかったと聞いています。2回目の見直しは東京都の条例や法改正との整合性が第1優先でしたので、そういった理由で全体を見切れなかったため、3年後に見直しをすると補足をつけているので終わっています。

(委員)

それであれば、この4つの論点に関しては、変えた点の趣旨説明は市からできないといけないと思います。

条例として可決するときのことを念頭に置くと、説明できるようにしておいた方がいいと思います。

(事務局)

少なくともこれは障害の社会モデルという考え方に基づいていますというこの文章は直した方がいいということになるのでしょうか。

(委員)

適切ではないと思います。言葉が I C F I C F モデルの言い回しだと思います。

今、説明をちゃんとしておいた方がいい。決して社会モデルを軽視しているわけではありませんと説明できるといいのではないかと思います。

(委員)

考え方を大事にしたいという方からすると、断片的だと誤解を生みやすいと思うとこの6ページの「継続的」又は「断続的」の説明は逐条解説としては細かく書いてあると思います。

思い切ってその言葉はできるだけ短くして、医学モデル、社会モデル、I C F I C F モデルを、ここで語ってしまう方が誰でも説明がつきやすいのかと思いました。組み立てがまだよくわかっていませんが、後ろに細かくこの根拠とか関連する法令を引いていると思います。

そこに根拠があるという、I C F について引っ張り出されて社会モデルの方が合っているという主張もあるかもしれませんが、そこを議論する場ではないと思いますので、どこを参考にしてきたと根拠を引いておくのが、後ろが役に立

つかどうか、どうやって取り上げているのかよくわかっていませんが、何か説明をした方がいいのかもしれないと感じました。

(委員長)

いろんな意見ありがとうございます。基本は委員の言われたように全部説明した方が早いと思います。我々は、それこそ I C F モデルに基づいてやっている、逐条解説の中で解説をするという事でいいと思います。これを条例に乗せる必要性も全くないと思います。市民が見たときに、社会モデルとはなにかと思ってしまうと思います。

これ知っている人はわかって、わからない人は全くわからない言葉なので、逐条解説で入れるということでもいいと思います。

4つの論点については、このようにまとめていければと思っています。

おさらいをします。意思決定支援については、逐条解説の 11 ページにあります基本理念の 4 番目、意思決定支援という言葉ではなくて、委員の皆さんの宿題になりますが、文言を考えて来ていただければと思います。

教育のところに関しましては逐条解説の 21 ページから 22 ページにかけて、第 2 項のところ、必要な措置を講じ、また関係職員にというように続けていくようにわかりやすくする。

23 ページにある特定相談に関しましては、条文は変えずに、呼称だけを改めて逐条解説の中で付け加えてもいいと思っています。

社会モデルに関しては、条文は変えずに逐条解説の 5 ページ、障害の意義の説明を変えて、3つ並べて記載し、条文自体は変えないということになりました。

あとは名称については、事務局の方でどんな名称があるのか調べていただきたいと思います。

それでまた議論をしていければと思っています。

4つの論点については、これで整理をしました。他に何か変えた方がいいようなところがあれば次回以降にこの逐条解説を読んでもらって、先ほどの委員からも説明のありました、1つ変えてしまうと全て変えるようだというところを前提に置いて見直しをしていただければと思います。

議論についてはここで終了して、事務局から今後の進行についての説明をお願いします。

(事務局)

それでは本日の協議結果を今おさらいという形でまとめていただきましたが、そちらも整理しまして、事務局としても、改正や逐条解説も含めて改正案を考えた上でまたそれについての整理を次回やっていきたいと思っています。

(委員長)

事務局の説明が終わりましたが、本件については以上で終了したいと思います。

それでは協議事項の(2)その他についてです。

事務局からお願いいたします。

(事務局)

特にございません。

(委員長)

その他の委員の皆様から何かありますか。

ないということで、それでは次第4でございます。

第2回の開催予定です事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次の開催予定は令和7年8月6日水曜日を予定しております。

場所は本日と同じく801会議室となりますのでよろしくお願いいたします。

時間も本日同じ午後17時からとなりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

何かご質問ご意見等ありますか。

それでは以上で終了いたします。

本日の差別解消委員会終了いたします。ありがとうございました。